



平成 24 年 3 月 22 日

各 位

会 社 名 サ ト ウ 食 品 工 業 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 佐 藤 元
 (コード番号 2923 東証第二部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 笠原康司
 (T E L 025-275-1100)

控訴審判決に関するお知らせ

当社に対し、平成 22 年 12 月 14 日付「当社に対する訴訟(控訴)の提起に関するお知らせ」で公表している、越後製菓株式会社(以下「控訴人」と言います)から提起されていた特許権侵害差止等請求控訴事件について、本日、知的財産高等裁判所より判決が出されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴の提起された年月日

平成 22 年 12 月 13 日

2. 判決のあった年月日

平成 24 年 3 月 22 日

3. 判決の内容

判決は、控訴人の請求(合計 59 億 4000 万円の損害賠償請求、当社製品の販売差止請求等)の一部を容認し、当社に対し、8 億 275 万 9264 円及びこれに対する遅延損害金の支払い、請求の対象とされた当社製品の販売差止め等を命ずるものです。

4. 控訴審での経緯と今後の方針

本件について、知的財産高等裁判所は、平成 23 年 9 月 7 日付「控訴審の中間判決に関するお知らせ」で公表しましたとおり、当社の主張を認めた東京地方裁判所の判断を覆し、当社の主張を認めない中間判決を言い渡しております。当社は、中間判決後の審理において、当社の主張が事実に基づくものであること、当該事実に基づけば、控訴人の請求が棄却されるべきことを主張し、これを裏付ける多くの証拠を提出して参りました。しかしながら、知的財産高等裁判所は、当社の主張の最も肝腎な部分(当社が控訴人より先に発明を完成させていたこと)を主張させず、さらに、当社の提出した証拠の大部分の取り調べ申請を却下したまま、本判決を下しました。

当社としては、中間判決における判断は無論のこと、このような経過で当社に主張をさせなかった本判決に強い不服を有するものですので、上告を提起し、当社の主張が十分に検討された上で真実に基づいた正当な判断が得られるよう、引き続き主張して参ります。

5. 業績に与える影響

現時点においては、本判決が当社の業績に与える影響は、明らかではなく、現時点では本判決に伴う引当金計上などの会計上の取扱いは決定しておりませんが、今後、開示すべき事項が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上